

# 第2編 東京都教育委員会の危機管理

第1章 緊急時の連絡体制

第2章 教職員の参集

- 1 非常配備態勢と特別非常配備態勢
- 2 非常配備態勢の発令基準
- 3 特別非常配備態勢のイメージ図
- 4 震度5弱以下の場合の職員参集態勢

第3章 指示系統

第4章 校舎等（構造部材・非構造部材）の耐震対策

第5章 ヘリサインの設置



## 第1章 緊急時の連絡体制

### 災害時の連絡

災害時においては、的確・迅速な応急対策を講ずるため、緊密な連絡が重要である。そのため、本庁、事業所及び都立学校における職員の迅速な連絡手段を確立するために「災害時等緊急連絡システム」を運用している。その他、TAIMSによる連絡、固定電話による連絡、SNS等のソーシャルメディア、統合型学習支援サービスの利用等による連絡を重層的に活用することとする。

### 連絡手段・方法

#### 1 TAEMSの活用

TAEMSは、①一般のプロバイダーとは違い都庁関係者だけなので、災害時に一斉にメールが集中してサーバーがダウンする可能性が低い、②エクセル、ワード、写真などを添付することができるため、電話不通時であっても、詳しい状況を連絡・報告することができる。停電時には、外部との連絡用及び情報収集用端末の運用のため、非常用発電機を活用する。

#### 2 災害時等緊急連絡システムの活用

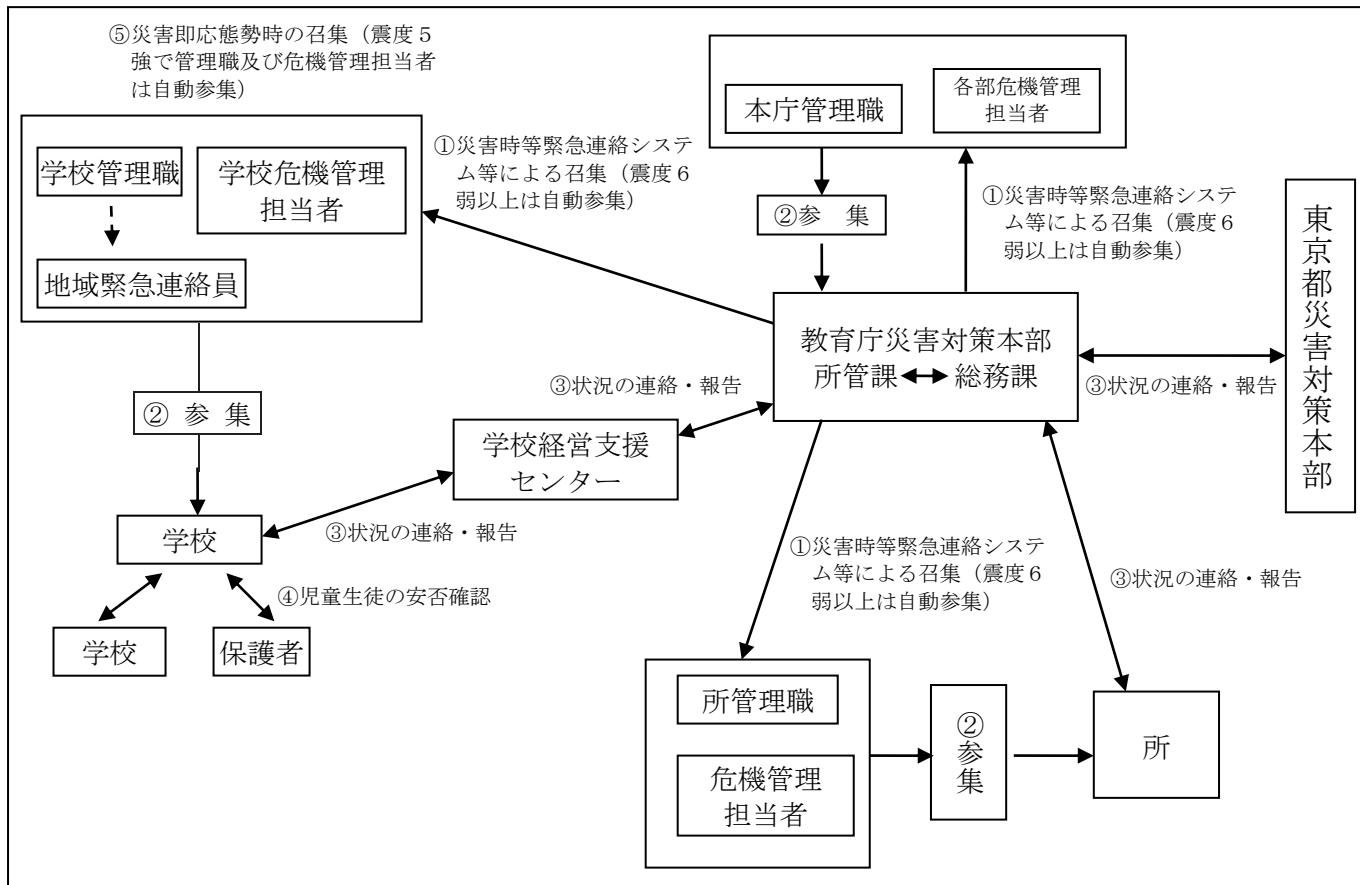
災害時等緊急連絡システムの特徴として、①本庁から一斉に連絡することができる、②携帯メールを使用することができるので、自宅や外出先で受信できることなどが挙げられる。また、被害状況を収集することができる。

### ※ 災害時等緊急連絡システムの概要

ア 各都立学校の管理職及び学校危機管理担当者の携帯電話のメールアドレス並びにTAEMS組織端末、本庁及び所の管理職と学校危機管理担当者の携帯電話のメールアドレスをあらかじめ登録しておき、その携帯電話及びTAEMS組織端末に対して本庁からメールによる連絡を発信する。

イ 対象は、各都立学校の管理職及び学校危機管理担当者の5名程度及び本庁、学校経営支援センターなどの所の管理職と危機管理担当者を合わせて約1,900名である。

## 「都立学校の緊急時」の対応



- ① 災害発生時には、本庁から災害時緊急連絡システム等により、都立学校教職員等へ参集の指示を行う（震度6弱以上のときは全員が自動参集）。なお、学校本部長（校長）が必要と認めたときには、同システムにより職員を参集させることができる。
- ② 各都立学校において定める学校危機管理計画に基づき、それぞれ学校に参集する。
- ③ 参集後、本庁から学校経営支援センター、所に対して児童・生徒等の安否、教職員等の安否、教職員等の参集状況及び施設の被災状況を確認し、報告するように指示する。学校経営支援センターは学校から状況を報告させ所管課に対して報告する。所にあっては施設の被災状況等について所管課に報告する。学校経営支援センターは学校に対して情報の提供を行うとともに指示を行う。
- ④ 学校は携帯電話、災害伝言ダイヤル等複数の連絡手段を活用して保護者に児童・生徒等の安否について確認を行う。
- ⑤ 夜間・休日等の勤務時間外において震度5強を観測した場合、管理職及び危機管理担当者は自動参集する必要がある。

**【学校危機管理担当者】（教職員）**

夜間・休日の発災に備えて、学校から 5 km以内又は学校の近辺に居住する教職員の中から複数名を指定する。学校危機管理担当者は、夜間・休日等の災害発生時には自宅及び家族の安全を確認した上、発災時には、いち早く学校に参集して、情報収集及び関係機関・保護者等との緊急連絡に当たる。

**【地域緊急連絡員】（地域住民）**

校長は、夜間・休日の発災に備えて、PTA・学校運営協議会、地域の防災市民組織又は自治会等と協議し、「地域緊急連絡員」を選出する。地域緊急連絡員は、発災時にはいち早く学校に駆けつけて、学校危機管理担当者と共に都立学校の初期危機管理活動を支援する。門扉が施錠してある場合には鍵を開け、避難住民を校庭に集合させる。また、学校教職員・区市町村職員に協力して、情報収集及び緊急連絡等に当たる。

## 第2章 教職員の参集

東京都教育委員会災害対策要綱及び東京都地域防災計画（令和5年修正）に定めるとおり、教職員等は、非常災害の場合において、自宅及び家族の安全を確認した上、次のとおり参集しなければならない。

### 1 非常配備態勢と特別非常配備態勢

災害が発生した場合、発災初期の活動態勢を確保するため、災害の被害その他の状況に応じて「非常配備態勢」、「災害即応態勢」及び「特別非常配備態勢」の3種類の配備態勢が発令される。

(次ページ参照)

#### (1) 非常配備態勢

被害その他の状況により、本部長（教育長）が必要と認めたときに発令する。なお、学校本部長（校長）が必要と認めたときには、学校危機管理担当者等を参集させることができる。

(適用する災害)

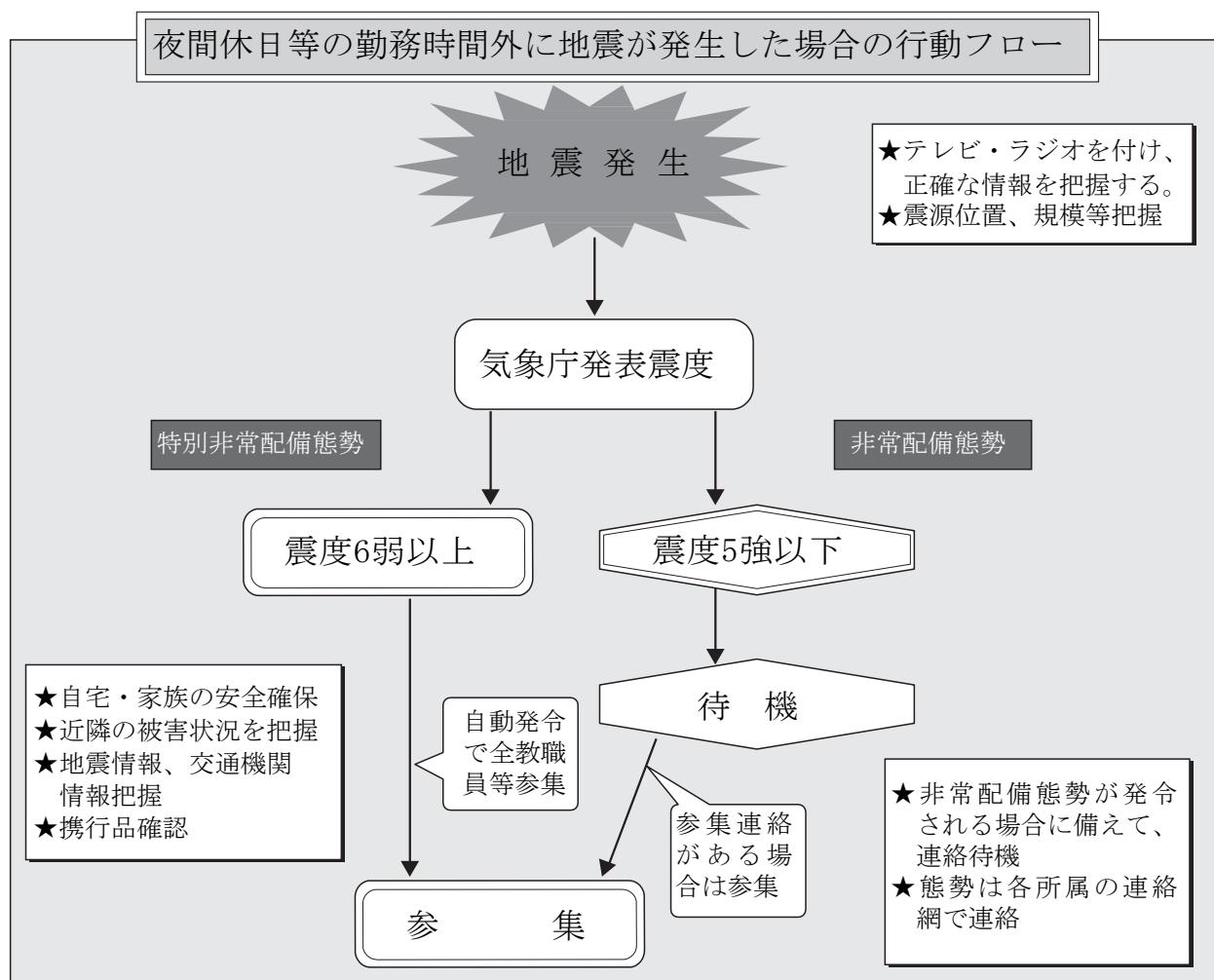
- ・ 勤務時間内に発生した地震
- ・ 勤務時間外に発生した震度5強以下の地震
- ・ 島しょ地域で発生した地震
- ・ 風水害、火山災害
- ・ 大規模事故災害等

#### (2) 災害即応態勢

夜間・休日等の勤務時間外において、震度5強の地震（島しょ地域を除く。）が発生したときに発令する。危機管理主管部課長等（本庁）、管理職及び危機管理担当者（学校）は参集する。

#### (3) 特別非常配備態勢

夜間・休日等の勤務時間外において、震度6弱以上の地震（島しょ地域を除く。）が発生したときに発令する。発令形式は、自動発令とする。



#### ※災害即応態勢

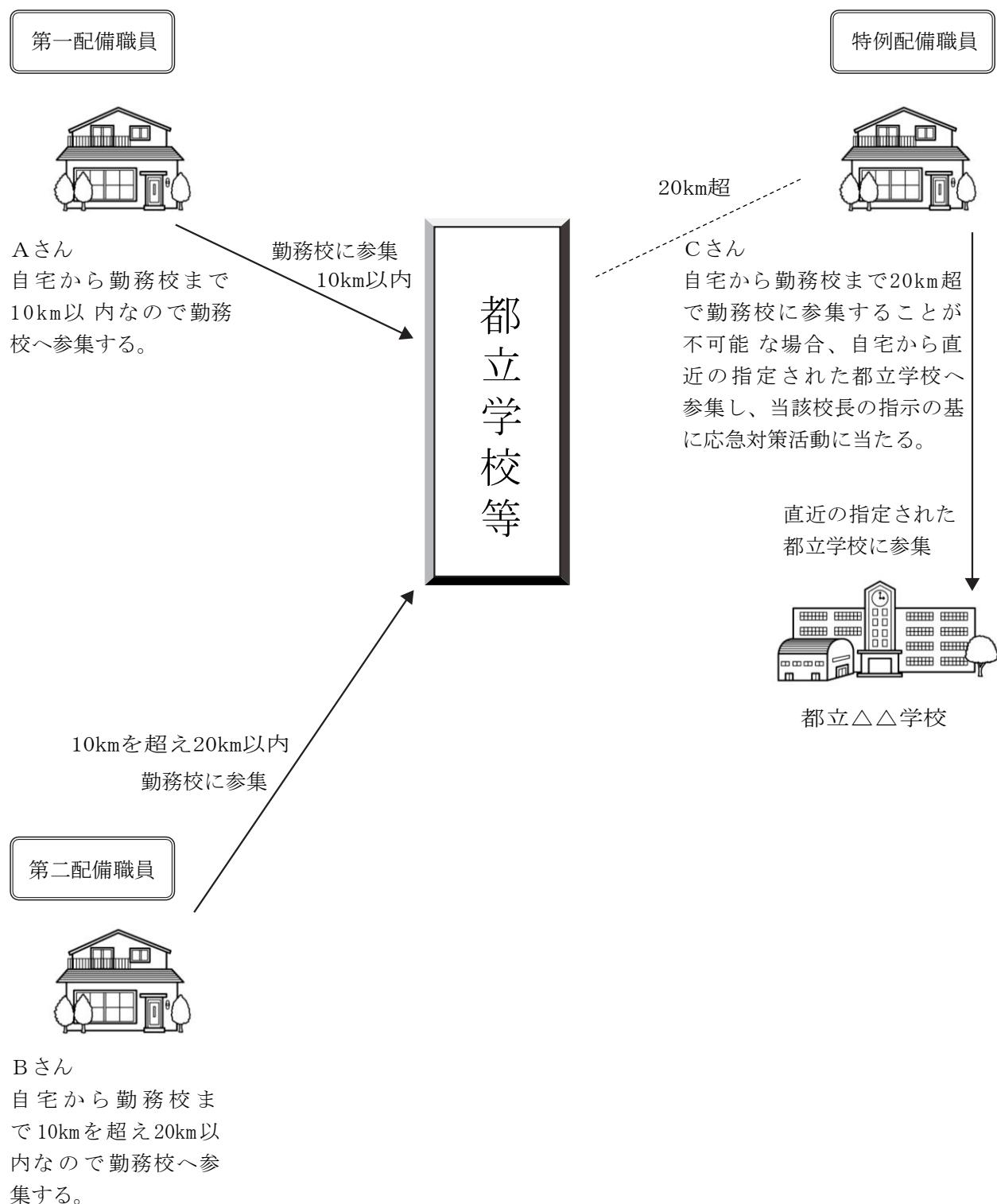
夜間・休日等の勤務時間外において、震度5強の地震（島しょ地域を除く。）が発生したときに発令する。危機管理主管部課長等（本庁）、管理職及び危機管理担当者（学校）は参集する。

## 2 非常配備態勢の発令基準

種類	発令用件	発令形式	態勢の内容																						
非常配備態勢	被害その他の状況により、校長が必要と認めたとき。 (適用する災害)。 ・勤務時間内に発生した地震 ・勤務時間外に発生した震度5強以下の地震 ・島しょ地域で発生した地震 ・風水害、火山災害 ・大規模事故、原子力災害 ・Jアラート ・テロ、新興感染症(SARS、新型インフルエンザ)、その他	個別発令(注)	災害の種類に応じて、校長がその都度定める態勢  ※勤務時間内に震度6弱以上の地震(島しょ地域を除く。)が発生した場合は、全員が非常時優先業務に従事する。																						
災害即応	夜間・休日等の勤務時間外において、震度5強の地震(島しょ地域を除く。)が発生したとき。	自動発令	危機管理主管部課長等(本庁)、管理職及び危機管理担当者(学校)は参集する。																						
特別非常配備態勢	夜間・休日等の勤務時間以外において、震度6弱以上の地震(島しょ地域を除く。)が発生したとき。	自動発令	<p>全職員の一斉参集による態勢 ～東京都災害対策要綱～ (配備職員の区分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一配備職員</td> <td>発災後、最初に所属組織へ到着し、当該所属組織が分掌する非常時優先業務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>第二配備職員</td> <td>所属組織へ到着後、第一配備職員と共に非常時優先業務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>特例配備職員</td> <td>勤務地へ参集が不可能な場合には、あらかじめ指定された都立学校に参集し、当該校長の指示の基に被災者の救助、避難所運営支援等に当たる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(配備職員の指定基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当該職員が所属の発災から72時間までの役割</th> <th>居住地から勤務地までの距離</th> <th>配備職員の指定区分</th> <th>参集場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全員が、教育庁としての非常時優先業務に従事する。</td> <td>10km以内</td> <td>第一配備職員</td> <td>当該職員の所属</td> </tr> <tr> <td>10km超 20km以内</td> <td>第二配備職員</td> <td>当該職員の所属</td> </tr> <tr> <td>20km超</td> <td>特例配備職員</td> <td>あらかじめ指定された都立学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特例配備職員については、勤務地への参集が不可能な場合は、あらかじめ定める都立学校に参集して非常時優先業務に当たる。</p> <p>※また、第一配備職員及び第二配備職員であっても、道路の被害状況等によって所属への参集が困難となった場合は、その地点から直近の都立学校等に参集して当該校長の指示の基に非常時優先業務に当たる。なお、その際には自らの所属にその旨を連絡する。</p>	区分	役割	第一配備職員	発災後、最初に所属組織へ到着し、当該所属組織が分掌する非常時優先業務に従事する。	第二配備職員	所属組織へ到着後、第一配備職員と共に非常時優先業務に従事する。	特例配備職員	勤務地へ参集が不可能な場合には、あらかじめ指定された都立学校に参集し、当該校長の指示の基に被災者の救助、避難所運営支援等に当たる。	当該職員が所属の発災から72時間までの役割	居住地から勤務地までの距離	配備職員の指定区分	参集場所	全員が、教育庁としての非常時優先業務に従事する。	10km以内	第一配備職員	当該職員の所属	10km超 20km以内	第二配備職員	当該職員の所属	20km超	特例配備職員	あらかじめ指定された都立学校
区分	役割																								
第一配備職員	発災後、最初に所属組織へ到着し、当該所属組織が分掌する非常時優先業務に従事する。																								
第二配備職員	所属組織へ到着後、第一配備職員と共に非常時優先業務に従事する。																								
特例配備職員	勤務地へ参集が不可能な場合には、あらかじめ指定された都立学校に参集し、当該校長の指示の基に被災者の救助、避難所運営支援等に当たる。																								
当該職員が所属の発災から72時間までの役割	居住地から勤務地までの距離	配備職員の指定区分	参集場所																						
全員が、教育庁としての非常時優先業務に従事する。	10km以内	第一配備職員	当該職員の所属																						
	10km超 20km以内	第二配備職員	当該職員の所属																						
	20km超	特例配備職員	あらかじめ指定された都立学校																						

(注) 個別発令とは、災害の種類や被害の状況等に応じて、その都度、校長が態勢の内容を具体的に定めて行う発令をいう。また、夜間・休日等の勤務時間外に震度6弱以上の地震(島しょ地域を除く。)が発生した場合は、災害対策本部が自動的に設置されるものとし、非常配備態勢についても本部の自動設置に連動して発令されるものとする(自動発令)。

### 3 特別非常配備態勢のイメージ図



#### 4 震度5弱以下の場合の教職員等参集態勢

震度6弱、震度5弱、震度4以下の三つの場合に分けて示す。

(1) 震度6弱が、島しょを除く東京都内の一つ以上の区市町村において観測されたとき。

	状況	屋内	屋外	木造建築	鉄筋コンクリート建造物	ライフライン	地盤
被害の程度	立っていることが困難になる。	固定していらない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルやガラスが破損、落下することがある。	耐震性が低い建物等では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性が高い建物等でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性が低い建物等では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性が高い建物等でも、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。		震度5弱に同じ。震度6強程度以上の揺れとなる地震があつた場合には、広い範囲で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。通信事業者により災害用伝言板などの提供が行われる。
実例		<p>平成23年3月の東日本大震災では、東京都で震度5強を記録した。人的被害は、九段会館での天井落下や町田市のスーパー駐車場壁崩落等で7人の死亡、物的被害は都では前記のほか32件の火災の発生であったが、浦安市では液状化による道路陥没及び地盤沈下による建物の傾き被害があった。</p> <p>学校では人的被害はなく、施設等で①窓ガラス破損、②体育館照明の不具合、③渡り廊下接合部の破損等があったが、被害は軽微であった。</p> <p>また、島しょを除く全ての都立学校で災害時帰宅支援ステーションを開設し、約6,000人の帰宅困難者と約8,500人の児童・生徒等を保護した。</p> <p>令和3年10月7日の千葉県北西部を震源とする地震では、足立区で震度5強、大田区・町田市で震度5弱を記録した。人的被害は、重症1名、軽傷4名であったが、死者は発生しなかった。電力の停電はなかったが、一部地域において、水道管の破損による漏水が発生し、ガス、通信関係の被害はなかった。また、都内3か所において、一時滞在施設を開設し、53名を受入れた。</p>					
対応		<ol style="list-style-type: none"> <li>あらかじめ所属で定められた参集態勢に基づき、自宅・家族の安否を確認後、なんらの連絡を待たず勤務する学校に参集する。</li> <li>参集者は、人的被害、物的被害の有無を点検し、緊急の対応とその報告に当たる。</li> <li>管理職は、必要と思われる教職員に応援を求める。</li> </ol>					

(2) 震度5弱が、島しょを除く東京都内の一つ以上の区市町村において観測されたとき

	状況	屋内	屋外	木造建築	鉄筋コンクリート建造物	ライフライン	地盤
被害の程度	大半の人が、恐怖を覚え、物につかりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性が低い建物では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。停電が発生することがある電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況が起こることがある。エレベーターは、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。	亀裂や液状化が生じることがある。
対応	1 物的被害発生の可能性はあるが、人的被害の発生の可能性は低い。 2 震度5弱を観測した区市町村区域内にある学校の管理職・危機管理担当者は被害情報の収集中に当たり、人的被害、物的被害の有無を点検し、緊急の対応とその報告に当たる。 3 管理職は、必要と思われる職員に応援を求める。						

(3) 震度4が、島しょを除く東京都内の一つ以上の区市町村において観測されたとき

対応	1 震度4以下では、人的・物的被害の発生の可能性は少ない。 2 学校は参集態勢の対象外とする。 ただし、児童・生徒等の安全確保は、参集の有無とは別であり、始業前の施設・設備の安全点検を必ず実施し、緊急の対応とその報告に当たる。
----	---

<注意事項> あらかじめ参集の要否を心得ておくことが大切であり、基準を示した。

必要最小限の参集態勢であり、決して十分な参集態勢を示したものではない。

## 第3章 指示系統

災害時には通信手段が制限されるとともに情報が錯そうして混乱する中、迅速かつ適切な対応が求められる。このことから、災害時には、原則として校長が学校種別や被害状況、地域の実情等に応じて速やかに判断し、対応する必要がある。

校長が判断すべき事項、学校経営支援センターが判断すべき事項、本庁が判断すべき事項をそれぞれ次のとおり例示した。例示事項のほか、本庁及び学校経営支援センターが特に必要と認める事項については、校長はその指示に従う。

本庁から学校への指示は、原則として学校経営支援センターを経由して行うが、迅速な指示や情報提供などが必要な場合には本庁から学校に直接指示することも考えられる。また、対応に急を要する場合には、学校から直接本庁に連絡するなど、迅速かつ柔軟に対応しなければならない。

なお、本庁や学校経営支援センター等と連絡がとれない場合で、速やかに対応しなければ重大な問題等が予想される場合には、通信等が回復するまでの間、下記区分に関わらず校長が判断することとなる。校長が不在の場合は、職務代理順位に従い、副校长等が職務を代理する。

学校、学校経営支援センター及び本庁は、指示や連絡等にあたり、その内容について相互に情報共有を図ることとする。

### 【校長（職務代理者を含む）が判断すべき事項】

- 校内での児童・生徒等の避難場所等を決定し、教職員に指示すること。
- 学校災害対策本部の設置（教育庁災害対策本部が設置された場合には自動設置）
- 教職員の参集・配備態勢（震度6弱以上は自動参集）
- 保護者と連絡が取れた児童・生徒等の帰宅の可否。（本庁からの判断基準を踏まえ、交通機関の運行状況、周辺の被災状況、児童・生徒等の家族構成及び自宅までの道路状況等を確認し、判断する）
- 児童・生徒等の保護や帰宅困難者受け入れにかかる施設利用の可否
- 災害時帰宅支援ステーションの開設・閉鎖（なお、閉鎖に当たっては、本庁・学校経営支援センターと連携・調整する。）
- 一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションの管理・運営
- 備蓄物資の配布（一時滞在施設用、災害時帰宅支援ステーション用、児童・生徒等・教職員保護用の物資を備蓄しているが、発災時の状況を鑑みて、それぞれの備蓄物資を計画的に配布する。なお、避難所用備蓄物資の配布については事前に区市町村と調整しておく。）
- 児童・生徒等のボランティア参加の可否（避難所、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーションの管理運営に参加させるかについて、避難住民、帰宅困難者の受け入れ状況と、児童・生徒等の状況を考慮し、判断する。）
- 感染症等にかかった児童・生徒等、帰宅困難者等への対応（感染症にかかっているか明確に判断できない児童・生徒等及び帰宅困難者等の場合でも、他の児童・生徒等又は帰宅困難者等から隔離した場所に避難させるなどして、大量感染を回避する。）
- 所属に参集することが困難なために参集してきた他校教職員等の配置（各教職員の参集状況等を確認し、配属する。）

### 【学校経営支援センターが判断すべき事項】

- 学校への応援職員の派遣・調整  
(本庁への派遣要請、学校経営支援センター職員の派遣割振り、学校間の派遣調整等)

### 【本庁が判断すべき事項】

- 校長の判断に関する基準（一斉帰宅抑制の際の児童・生徒等保護・帰宅にかかる考え方等）
- 教職員の職場待機・解除の指示（震度6弱未満で総務局人事部から全教職員へのTAIMS送信を含む。）

## 第4章 校舎等（構造部材・非構造部材）の耐震対策

東京都は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の一部改正（平成18年1月26日施行）に基づき、地震により想定される被害の半減を目指して、都内の住宅・建築物の耐震化を促進し、災害に強い東京を実現することを目的とする東京都耐震改修促進計画（以下「都計画」という。）を平成19年3月に策定した。都計画では、消防署・警察署、学校、病院等の防災上重要な公共建築物については重点的に耐震化を促進するとし、令和元年度末時点で98.5%が耐震性を満たしている。都教育委員会は、都立学校を都計画の対象外の建築物であっても、児童・生徒等が常時利用する棟については、安全確保のため耐震化を図ることとし、平成22年度末までに全都立学校の耐震化を完了した。

また、都教育委員会では国庫補助金に加え、平成20年度から独自の財政支援及び人的支援を区市町村教育委員会に行っており、公立小中学校施設における耐震化率は、平成24年4月現在、96.7%となっている。

さらに児童・生徒等のほか、地域の避難所機能として都民の命を守る学校施設の更なる安全を確保するため、東日本大震災の被害状況を踏まえ、天井高が高く照明器具等の取付けや落下防止の措置に不具合があると、地震の時に重大事故につながるおそれがある体育館、武道場等及び昇降口等の非構造部材<sup>\*1</sup>について、都立学校全校で耐震化を図っている。

公立小中学校施設における非構造部材の耐震化については、都立学校において実施した専門家による点検の取組を紹介するなどして、区市町村の取組を支援している。今後も、国の動向を踏まえつつ、非構造部材の耐震化に係る財政支援等を行い、区市町村の取組を支援していく。

また、学校は、施設を日常的に使用している立場から、日々活動する中で施設・設備の不具合を見つけ、危険箇所を察知できる立場にある。このため、文部科学省の「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」<sup>\*2</sup>（平成27年3月改訂版、平成31年3月追補版）に掲載されている「点検チェックリスト」により、日常・定期的に点検を行い、異常が認められた場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）に相談する。

※ 1 「非構造部材」…天井材、内装材、照明器具、窓ガラス、書棚等

※ 2 「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm)

## 第5章 ヘリサインの整備

東日本大震災では、津波被害や道路寸断などにより、地上からの災害活動が困難を極める中、機動性のあるヘリコプターでの上空からの災害活動が効果を発揮した。

震災時には、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携するために、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行う。ヘリサインは、避難所など、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定するための応援航空部隊の道しるべとして、重要な役割を果たす。

ヘリサインの整備に当たっては、平成22年4月に決定された「九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ」を基準にする。

都立学校は、帰宅困難者の一時滞在施設や区市町村との協定による避難所等となっているため、ヘリコプターでの救急搬送や救援物資搬送などが行われることが十分に想定される。

こうしたことから、原則、校舎屋上等にヘリサインを設置している。